

国内募集型企画旅行取引条件

※お申込みの際には必ずこの旅行条件をお読みください。

※この書面は旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

1. 募集型企画旅行契約

(1) この旅行は、(一社) 地域・観光マネジメント (以下「当社」といいます) が企画する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約 (以下「旅行契約」といいます) を締結することになります。

(2) 当社は、お客様が当社の定める旅行日程に従って運送・宿泊機関等を提供する運送、宿泊その他のサービス (以下「旅行サービス」という) の提供を受けることができるように手配し、旅程を管理することを引き受けます。

(3) 契約の内容・条件は本旅行条件書による他、募集パンフレット、WEB サイト (以下「WEB サイト」という) 出発前にお渡しする確定書面 (最終旅行日程表) 及び当社の「旅行業約款 (募集型企画旅行契約の部)」 (以下「募集型企画旅行約款」という) によります。

2. お申込み方法と契約の成立

(1) 当社は、同一コースにおいて、参加しようとする複数のお客様が責任ある代表を定めたときは、その方が旅行契約のお申込み・締結・解除等に関する一切の代理権を有しているもの (契約責任者) とみなし、その団体に係わる旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行うことがあります。

《1》 契約責任者は当社が定める日までに構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。

《2》 当社は契約責任者が構成者に対して負う債務、義務については何らの責任を負いません。

《3》 当社は、契約責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後においてはあらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。

(2) 所定の申込書 (以下「申込書」という) に所定の記載事項を記入し、申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は、「旅行代金」、「取消料」、「違約料」の一部または全部として取扱います。

(3) 当社らは電話、郵便、ファクシミリ、WEB サイト、その他の通信手段による旅行契約の予約のお申込みを受付けます。

(4) 当社は、当社が提携するクレジット会社 (以下「提携会社」といいます) のカード会員 (以下「会員」といいます) より、会員の署名なくして旅行代金の一部 (申込金) 等のお支払いを受けること (以下「通信契約」といいます) を条件に、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約 (以下「通信契約」といいます) を締結する場合があります。ただし、当社が提携会社と無署名取扱特約を含む加盟店契約がない等、または業務上の理由等でお受けできない場合もあります。

《1》通信契約の申込みに際し、会員は申込みをしようとする「募集型企画旅行の名称」、「出発日」等に加えて「カード名」、「会員番号」、「カード有効期限」等を当社にお申し出いただきます。

《2》通信契約は、当社が締結を承諾する旨の通知を発した時に成立します。ただ当該契約の申込みを承諾する旨の通知をメール、FAX、留守番電話等で行う場合は、当該通知が会員に到着したときに成立します。

《3》通信契約での「カード利用日」は、会員及び当社が募集型企画旅行契約に基づく旅行代金等の支払または払戻債務を履行すべき日とし、前者の場合は契約成立日、後者の場合は契約解除のお申し出のあった日となります。

(6)旅行契約は当社が契約の締結を承諾し、旅行代金を受理したときに成立するものとします。

3. お申込み条件

(1) 18才未満の方が単独でご参加の場合は、保護者の同意書が必要です。

(2) 特定旅客層を対象とした旅行あるいは特定の旅行日程を有する旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りする場合があります。

(3) 《1》慢性疾患をおもちの方、《2》現在健康を損なっている方、《3》妊娠中の方、《4》障害をおもちの方、《5》補助犬使用の方などで、特別な配慮が必要とする方は、その旨を旅行申込み時にお申し出下さい。当社は可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様負担とします。なお、この場合、当社は医師の診断書を提出していただく場合があります。

当社は、現地事情や関係機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、お客様の負担で介護者/同伴者の同行などを条件とさせていただくか、コースの一部について内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参加をお断りさせていただく場合があります。

(4) 当社は、本項(1)(2)(3)の場合で、当社らよりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申込みの日から、(3)はお申込みの日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。

(5) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるため必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(6) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件でお受けする場合があります。

(7) お客様は旅行開始後旅行終了までの間において、団体で行動するときは、旅行を安全かつ円滑に実施するための当社の指示に従わなければなりません。お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(8) その他当社らの業務上の都合があるときには、ご参加をお断りする場合があります。

3. 契約書面及び旅行日程表

(1) 第2項(6)に定める契約の成立後は、本旅行条件書は契約書面の一部となります。

(2) 当社らはお客様に集合時刻・場所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表を予め募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き、遅くとも旅行開始日の前日までに交付します。

ただし、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前に当たる日以降に企画旅行のお申込みがなされた場合にあっては、旅行開始日までに交付します。

(3) 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、本項(1)における当該契約書面及び本項(2)における旅行日程表に記載するところに特定されます。

5. 旅行代金のお支払い

旅行代金の残額は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって14日目に当たるより前にお支払いいただきます。

但し、14日目に当たる日以降にお申込みをされた場合は、申込み時点又は旅行開始日前の当社らの指定した日までにしてお支払いいただきます。

6. 旅行代金の適用

(1) 特に注釈のない場合、旅行開始日を基準として満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども代金となります。

(2) 代金は各コースに表示しております。出発日ごと利用人数でご確認ください。

7. 旅行代金に含まれるもの

(1) 募集パンフレット・WEBサイトの旅行日程表に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊費、食事代、サービス料、消費税等諸税。

(2) 添乗員が同行するコースでは、この他に添乗員経費を含みます。上記諸費用は、お客様の都合により、一部利用されなくても払戻しはいたしません。

8. 旅行代金に含まれないもの

第7項に記載された以外のサービスは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

(1) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。

(2) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報電話料等個人的性質の諸費用、それに伴う税・サービス料。

(3) ご希望者のみ参加されるオプションプラン(別途料金)の代金。

(4) 自宅から出発地・解散地までの交通費、宿泊費等

(5) お一人部屋を使用する場合の追加料金

(6) 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金

(7) 空港施設使用料

(8) 燃油サーチャージ

9. 追加代金

追加代金とは、《1》航空会社の選択、《2》航空便の選択、《3》航空機の等級の選択、《4》宿泊ホテルの指定の選択、《5》1人部屋追加代金、《6》延泊による宿泊代金、《7》平日・休前日の選択、《8》出発・帰着曜日の選択により追加する代金をいいます。

10. 基準旅行代金

申込金、取消料、変更補償金の計算の基準となる旅行代金は、追加旅行代金を含めた代金をいいます。

11. 旅行内容の変更

当社は旅行契約の成立後であっても、天災地変、暴動、運送・宿泊機関のサービス提供の中止、当初の運行計画によらないサービスの提供、官公署の命令など、当社の関与し得ない事由が生じたことにより、募集パンフレット等に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となる恐れが極めて大きい場合は当該旅行の実施を取り止めるか、又はお客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容その他、旅行契約の内容を変更することがあります。ただし緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後に理由を説明いたします。

12. 旅行代金の変更

(1) 当社は、利用する運送機関の適用運賃、料金が著しい経済情勢の変動により、通常想定される程度を大幅に超えて増額または減額されたときは、その範囲内で旅行代金を変更することがあります。その場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様にその旨を通知します。

(2) 第11項の事由により旅行内容を変更したことによって（運送・宿泊機関等が契約内容の旅行サービスの提供を行なっているにもかかわらず、運送・宿泊機関等の座席、部屋その他の設備の不足が発生したことによるものは除き、）旅行の実施に要する費用の増加または減少するときは、その範囲内において旅行代金を変更することがあります。

(3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず契約内容にある利用人員が変更になったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更いたします。

(4) 奇数人数でお申込みの場合に一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けるとした旅行にあって、複数で申し込んだお客様の一方が契約を解除したために他のお客様が一人部屋となったときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けるほか、一人部屋を利用するお客様から一人部屋追加代金を申し受けます。

13. お客様の交替

(1) お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を第三者に譲り渡すことができます。但しこの場合、当社所定の用紙に事項を記入の上、所定の金額の手数料とともに当社に提出していただきます。

(2) 本項(1)の契約上の地位の譲渡は当社の承諾があったときに効力を生じます。

14. お客様による旅行契約の解除・払戻し

(1) お客様は別表【取消料】に定める取消料を当社に支払っていつでも旅行契約を解除することができます。なお、別表【取消料】でいう取消日とは、お客様が当社らの営業日、営業時間内に取消をする旨をお申し出いただいた時を基準とし、変更取消のお申し出は当社らの営業時間内にもみお受けいたします。(お申出の期日により取消しの額に差の生じることがありますので当社らの営業日・営業時間連絡先はお客様自身でも申込み時点で必ずご確認願います。)

(2) お客様は、次に掲げる場合においては、旅行開始前に取消料を支払うことなく旅行契約を解除することができます。

《1》契約内容が下記に例示するような重要な変更が行われたとき。

1. 旅行開始日または旅行終了日の変更
2. 入場する観光地または観光施設、レストラン、その他の旅行目的地の変更
3. 運送機関の等級または設備のより低い料金のものへの変更
4. 運送機関の「設備及び等級」のより低いものへの変更
5. 本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更
6. 本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更
7. 宿泊機関の種類又は名称の変更
8. 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更

《2》第12項(1)及び同項(2)に基づいて旅行代金が増額されたとき。

《3》天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じたことにより、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

《4》当社がお客様に対し集合時刻、場所、利用交通機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した旅行日程表を予め募集パンフレット等の契約書面に記載した場合を除き第4項(2)で定めた期日までに、旅行日程表をお渡ししなかったとき。

《5》当社の責に帰すべき事由により、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能になったとき。

(3) 当社は、本項(1)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から所定の取消料を差し引いて払戻しをいたします。取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(2)により旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払戻しいたします。

(4) お客様の都合で旅行開始日及びコース変更される場合は、お客様が当初の旅行契約を解除し、新たに旅行契約をお申込みいただくこととなります。この場合当社は第14項(1)イの旅行契約の解除に基づく取消料を申し受けます。

(5) お客様は旅行開始後において、契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき、又は当社がその旨を告げたときは、取消料を支払うことなく、旅行サービスを受

領できなかった部分の契約を解除できます。この場合、当該部分に係る金額から、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いたものをお客様に払い戻します。

15. 当社による旅行契約の解除・催行中止

(1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当社はその翌日に旅行契約を解除することがあります。この場合は取消料に相当する額と同額の違約料をお支払いいただきます。

(2) 当社は、次に掲げる場合において、お客様に理由を説明して、旅行開始前に旅行契約を解除することがあります。

《1》お客様が当社があらかじめ明示した性別、年齢、資格、技能その他の参加旅行者の条件を満たしていないことが明らかになったとき。

《2》お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行に耐えられないと当社が認めるとき。

《3》お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

《4》お客様が契約内容に関し、合理的範囲を超える負担を求めたとき。

《5》お客様の申込が募集パンフレット等の契約書面に記載した最少催行人員に達しなかったとき。この場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって、13日目（日帰り旅行については、3日目）に当たる日より前に、旅行を中止する旨をお客様に通知します。

《6》スキーを目的とする旅行における降雪量不足などの旅行実施条件であって契約の締結の際に明示した条件が成就しないとき又はそのおそれが極めて大きいとき。

《7》天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の関与しない事由が生じたことにより、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

(3) 旅行開始後、集合時刻を過ぎても集合場所にお越しにならない場合、旅行契約を解除することがあります。この場合権利放棄とみなし払い戻しはできません。

(4) 当社らは本項(1)により旅行契約を解除したいときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）から違約料を差し引いて払戻しいたします。また、本項(2)により旅行契約を解除したいときは、既に收受している旅行代金（あるいは申込金）の全額を払戻しいたします。

16. 旅行開始後の解除・払戻し

(1) お客様の解除・払い戻し

《1》お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

《2》旅行開始後であってもお客様の責に帰さない事由により契約書面に従った旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行サービ

ス提供に係る部分の契約を解除することができます。この場合、当社は旅行代金のうち、不可能になった当該旅行サービスの提供に係る部分をお客様に払戻しいたします。

(2) 当社の解除・払戻し

《1》お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払戻しをいたしません。

ア. お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと当社が認めるとき。

イ. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体旅行の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

ウ. 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他当社の関与し得由が生じた場合であって、旅行の継続が不可能となったとき。

《2》前《1》により旅行契約の解除が行なわれたときであっても、お客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する契約は有効に履行されるものとします。当社は、旅行代金のうち、お客様がいまだその提供を受けていない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれから支払うべき取消料・違約料その他の名目による費用を差し引いて払戻しいたします。

《3》「本項(2)《1》(ア)、(ウ)」により、当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてお客様のご負担で出発地に戻るための必要な手配をいたします。

17. 旅行代金の払戻し

当社は、第12項の規定により旅行代金を減額した場合又は第14項から第15項までの規定によりお客様若しくは当社が旅行実施を解除した場合において、お客様に対し払戻しすべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払戻しにあつては解除の翌日から起算して7日以内に、減額又は旅行開始後の解除による払戻しにあつては契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に対し当該金額を払戻しいたします。ただし、旅行を中止したためにその提供を受けなかった旅行サービスの提供に対して、取消料、違約料その他の名目で既に支払い、又は支払われなければならない費用があるときは、それをお客様の負担とします。

18. 旅行管理

当社は、次に掲げる業務を行い、お客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努めます。ただし、当社がお客様とこれとは異なる特約を結んだ場合はこの限りではありません。

(1) お客様が旅行中旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、旅行契約内容にしたがったサービスの提供を確実に受けられるために必要な措置を講ずること。

(2) 前(1)の措置を講じたにもかかわらず、旅行契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際、旅行日程を変更するときは、変更後の旅行日程が当初の旅行日程の趣旨にかなうものになるよう努めること。また、旅行サービスの内容を変更するときは、当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努める等、旅行契約内容の変更を最小限にとどめるよう努力すること。

19. 添乗員及び現地係員

(1) 添乗員同行と表示のあるものは、添乗員が同行します。

《1》お客様は、旅行を円滑に実施するため添乗員の指示に従っていただきます。

《2》添乗員の業務は、原則として8時から20時までといたします。

《3》一部コースについては、現地到着時より、現地出発まで同行する場合があります。この場合、集合場所から及び解散場所までの行程について添乗員は同行いたしませんので、お客様が旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様自身で行っていただきます。(一部コースについては係員が受付、出発のご案内をいたします。)

(2) 個人型プランは、添乗員は同行いたしません。お客様が旅行サービスをうけるための必要なクーポン券類をお渡ししますので、旅行サービスの提供を受けるための必要な手続はお客様ご自身で行っていただきます。

(3) 現地案内人同行と表示のコースには、添乗員は同行しませんが、当社は現地において当社が手配を代行させる者により、第18項に掲げる業務、その他該当旅行に付随して当社が必要と認める業務の全部または一部を行わせ、その者の連絡先は最終旅行日程表等の確定書面に明示いたします。

20. 当社の責任および免責事項

(1) 当社らは旅行契約の履行にあたって、当社の故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様の被られた損害を賠償いたします。ただし、損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があったときに限ります。

(2) 手荷物について生じた本項・の損害については同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社らに対して通知があったときに限り、一人15万円を限度(当社らの故意又は重大な過失がある場合を除く)として賠償いたします。

a. 天災、戦乱、暴動又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

b. 運送・宿泊機関等のサービス提供の中止又はこれらのために生ずる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

c. 官公署の命令、伝染病による隔離またはこれらによって生じる旅行日程の変更もしくは旅行の中止

d. 自由行動中の事故

e. 食中毒

f. 盗難

g. 運送機関の遅延、不通、スケジュール変更・経路変更又はこれらによって生ずる旅行日程の変更もしくは目的地滞在時間の短縮

21. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失により当社が被害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。

(3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行先で速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

22. 特別補償

(1) 当社はお客様が当旅行中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金、後遺障害保証金、入院見舞金、通院見舞金、携行品にかかる損害補償金を支払います。ただし、日程表において、当社の手配による旅行サービスの提供が一切行われぬ旨が明示された日については、当該日にお客様が被った損害について補償金が支払われぬ旨を明示した場合に限り、「当該企画旅行参加中」とはいたしません。

(2) お客様が募集型企画旅行参加中に被られた損害がお客様の故意、酒酔い運転、故意の法令違反行為・法令に違反するサービスの提供の受領、スカイダイビング、リュージュ、ハングライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハングライダー等）、山岳登山（ピッケル等登山用具を使用する）、等の他、これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本項(1)の補償金及び見舞金をお支払いいたしません。

(3) 当社が本項(1)に基づく補償金支払い義務と第21項により損害賠償金を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されたときはその金額に限度において補償金支払義務・損害賠償義務とも履行されたものとします。

23. 旅程保証

(1) 当社は、本項〈変更保証金の表〉左側に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合（ただし次の《1》～《3》で規定する変更を除きます。）は、旅行代金に〈表3〉右側に記載する率を乗じて得た額の変更補償金を旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様に支払います。ただし、サービス提供の日時および順序の変更は対象外とします。また当該変更について当社は第21項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、変更補償金としてではなく、損害賠償金の全部又は一部として支払います。

（変更保証金の表）

変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率 (%)	
	旅行開始前	旅行開始後
一 契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
二 契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
三 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）	1.0	2.0
四 契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
五 契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
六 契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
八 契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
九 前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0
注一 「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。		
注二 確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。		
注三 第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。		
注四 第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。		
注五 第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。		
注六 第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。		

注1：旅行開始前」とは当該変更について旅行開始日の前日までにお客様に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは当該変更について旅行開始日以降にお客様に通知した場合をいいます。

注2：確定書面（旅行日程表）が交付された場合は、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替え、この表を適用します。

注3：《3》《4》に掲げる運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取扱います。

注4：《4》に掲げる運送機関の会社名の変更については等級または設備がより高いものへの変更をとまなう場合には適用しません。

注5：《4》又は《7》、《8》に掲げる変更が1乗車船又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1変更として取り扱います。

注6：《9》に掲げる変更については、《1》～《8》の料率を適用せず《9》の料率を適用します。

《1》 次に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。(ただし、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の・座席部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合は変更補償金を支払います。)

- a. 旅行日程に支障をもたらす悪天候、天災地変
- b. 戦乱
- c. 暴動
- d. 官公署の命令
- e. 欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止
- f. 遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供
- g. 旅行参加者の生命または身体の安全確保のため必要な措置

《2》 《2》 第14項から第17項までの規定に基づき旅行契約が解除されたときの当該解除された部分に係る変更の場合、当社は変更補償金を支払いません。

(2) 本項(1)にかかわらず、当社が1つの旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は旅行代金に15%を乗じて得た額を上限とします。また、1つの旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が1,000円未満であるときは、変更補償金を支払いません。

(3) 当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償金・損害賠償金の支払いに替え、これと相応の経済的利益をもって補償を行うことがあります。

(4) 当社が本項(1)の規定に基づき変更補償金を支払った後に、当該変更について当社に第18項(1)の規定に基づく責任が発生することが明らかになった場合には、お客様は当該変更に係る変更補償金を当社に返還しなければなりません、この場合、当社は、同項の規定に基づき当社が支払うべき損害賠償金の額と旅行者が返還すべきこととなる変更補償金とを相殺した額を支払います。

旅行代金に含まれないもの

第7項に記載された以外のサービスは旅行代金に含まれません。その一部を例示します。

- (1) 超過手荷物料金(規定の重量・容量・個数を超える分について)。
- (2) コースに含まれない交通費、飲食代等の諸費用及びクリーニング代、電報電話料等個人的性質の諸費用、それに伴う税・サービス料。
- (3) ご希望者のみ参加されるオプションプラン(別途料金)の代金。
- (4) 自宅から出発地・解散地までの交通費、宿泊費等
- (5) お一人部屋を使用する場合の追加料金
- (6) 希望者のみ参加されるオプションツアー(別途料金の小旅行)の代金
- (7) 空港施設使用料
- (8) 燃油サーチャージ

24. 事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合には、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。（もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。）

25. 個人情報の取扱いについて

当社及び下記「販売店」欄記載の受託旅行業者は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内で利用させていただきます。

※このほか、当社及び販売店では、

1. 会社及び会社と提携する企業の商品やサービス、キャンペーンのご案内。
2. 旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い。
3. アンケートのお願い。
4. 特典サービスの提供。
5. 統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

26. その他

(1) 本条件書の各号にいう旅行代金とは、募集広告または募集パンフレットに旅行代金と表示した参加コースの金額、及び当該コースの追加代金または割引代金としてパンフレットに表示した金額をいいます。この合計金額は第2項の申込金、第23項の変更補償金の額を算出する際の基準となります。

(2) お客様が個人的な案内、買物等を添乗員に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様のけが、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失、忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときには、その費用をお客様にご負担いただきます。

(3) お客様のご便宜をはかるために土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任で購入していただきます。

(4) 当社らはいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(5) 旅館・ホテル等において、お客様が酒類・料理その他のサービス等を追加された場合は、原則として消費税などの諸税が課せられますのでご了承ください。

(6) 貸切バスで運行する場合のバス会社名は、旅行開始前日までに、お客様に確定書面にてご案内させていただきます。

(7) この書面および募集パンフレットに定めのない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。当社旅行業約款をご希望の方は当社らにご請求ください。

27. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、募集パンフレット等に明示した日となります。

一般社団法人地域・観光マネジメント 富山オフィス

富山県知事登録旅行 地域 - 3号 (一般社団法人 全国旅行業協会 (ANTA) 会員)

〒930-0023 富山県富山市北新町2丁目2番7 今井ビル6B

国内旅行業務取扱管理者：塚本 昌紀